

令和9年4月に小学校に入学するお子様がいらっしゃる皆様へ

入学時学用品費の支給のご案内

市では、令和9年4月に小学校に入学するお子様がいる世帯で、就学援助の要件に該当すると認定された世帯に対し、入学時学用品費を入学前に支給します。

この制度は、就学援助制度で小学校入学後の7月末に支給される新入学学用品費(支給予定額:64,300円)を小学校入学前の2月末(予定)に前倒し支給するものです。

前倒し支給を受けられなかった場合でも、令和9年度の就学援助で認定となった場合は、「新入学学用品費」として同様の費用を支給します。(※この場合、令和9年5月末までに就学援助をご申請ください。)

※世帯の年間総所得金額が、教育委員会の定める基準未満(裏ページ参照)の世帯が対象であり、すべての世帯に支給されるものではありません。

【支給要件・申請理由・必要書類】

- ・令和9年1月1日時点で、日野市に住民票がある世帯
- ・令和9年3月31日までに、日野市外に転出する予定が無い世帯
- ・生活保護費や里親委託措置費を受給していない世帯

申請理由	必要書類
ア. 児童扶養手当を受給中の世帯	① 入学時学用品費受給申請書
イ. 令和8年度中に生活保護が停止・廃止になった世帯 (生活保護受給中の方を除く)	① 入学時学用品費受給申請書
ウ. 令和7年中の世帯所得が、日野市教育委員会が定める基準未満と思われる (基準の目安は裏面の【認定基準額の目安】を参照)	① 入学時学用品費受給申請書 ② 家賃(共益費・駐車場代を除く)の額が分かる賃貸借契約書または支払証明書等の写し(賃貸住宅にお住まいの方のみ) ③ <u>下記※参照</u>
エ. その他 原則、令和7年中の世帯所得を判定に用いますが、下記の理由等により、令和8年中の世帯所得が大幅に減少している場合は、現状の所得を参考に審査を行います。個別にご相談ください。 (例)・令和8年中に離別、死別などにより世帯の総所得が大きく変動した。 ・令和8年中に非自発的理由等により退職または減収している。(育休や定年退職などは該当しません)	① 入学時学用品費受給申請書 ② 家賃(共益費・駐車場代を除く)の額が分かる賃貸借契約書または支払証明書等の写し(賃貸住宅にお住まいの方のみ) ③ <u>事情に応じて必要書類を個別にご案内します。</u>

※令和8年1月2日以降に日野市に転入した方、又は別居中の家族(単身赴任等)が市外に居住している場合は、働いている方全員分の令和7年中の所得を証明する書類(令和8年度課税証明書、令和7年分源泉徴収票の写し、令和7年分確定申告書第1表第2表の写し)のいずれかを添付してください。

【注意事項】

●兄弟姉妹が小・中学校に在籍中で、令和8年度就学援助費の認定を受けている世帯も、新小学1年生の入学時学用品費について入学前支給の希望をする場合は、申請が必要です。

●この入学時学用品費は、就学援助制度の「新入学学用品費」を入学前に支給するものです。

来年度、就学援助制度の利用を希望する場合は、4月に別途申請が必要です。

また、今回の入学時学用品費を受給した場合、来年度に就学援助制度において認定となっても、重複支給となるため、「新入学学用品費」は支給されません。

【申請期間・申請方法】

申請期間 令和8年9月1日(火)から令和8年12月25日(金)まで

申請方法 ① 電子申請

・右の二次元コードより申請。



② 郵送申請※当日消印有効

送付先: **〒191-8686 日野市役所 庶務課 就学援助担当**

・郵送した書類の到着状況は、電話では本人確認が難しいため、お答えできかねます。

・確認を希望される方は、特定記録郵便などの追跡可能な方法でご申請ください。

③ 窓口申請 提出先: **日野市役所本庁舎5階 庶務課**

受付時間: 午前8時30分～午後5時 ※土・日、祝日を除く。

※入学予定の小学校、七生支所、豊田駅連絡所では受付できません。

※窓口で申請した場合は「申請受理書」をお渡しします。申請をしたことの証明となりますので、審査結果通知が届くまで大切に保管してください。

【認定基準額の目安】

・表面ウの申請理由に該当すると思われる場合、総所得の世帯合計が基準額未満の場合、認定となります。

・下記の総所得額は目安であり、基準となる総所得は、家族の人数や年齢構成などによって異なります。

世帯人数	家 族 構 成	総所得額 (世帯全員分の合計)
3人	父45歳、母43歳、子9歳	2,602,000 円程度
4人	父45歳、母43歳、子9歳、子5歳	2,959,000 円程度
5人	父45歳、母43歳、子13歳、子9歳、子5歳	3,521,000 円程度
6人	父45歳、母43歳、子13歳、子9歳、子5歳、祖母65歳	4,010,000 円程度

※所得とは、源泉徴収票上での「給与所得控除後の額」、確定申告書上での「所得金額」の「合計」を指します。

【問い合わせ先】

ご不明点がございましたら下記までご相談いただくか、市ホームページ(二次元コード)をご参照ください。

日野市教育委員会 庶務課 庶務係 就学援助担当

電話: 042-514-8692(直通)

